

日本中央競馬会の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する決定等に係る審査基準

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく開示、訂正及び利用停止請求について、日本中央競馬会（以下「本会」という。）が決定等を行う際の基準は、次のとおりとする。

第I章 個人情報保護法に基づく開示・不開示の審査

第1 開示決定等の審査基準（個人情報保護法第82条関係）

個人情報保護法第82条に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- (1) 開示する旨の決定については、次のいずれかに該当する場合に行う。なお、
 - ②に該当する場合は個人情報保護法第79条に規定する部分開示を行う。
 - ①開示請求に係る保有個人情報に個人情報保護法第78条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されていない場合
 - ②開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき
 - ③開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき。（個人情報保護法第80条）
- (2) 開示しない旨の決定については、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - ①開示請求書に個人情報保護法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - ②開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合（請求対象の保有個人情報が記録されているものが独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書に該当しない場合、情報公開法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のものである場合及び他の法令に基づく開示制度等がある場合を含む。）
 - ③開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報がすべて不開示情報に該

当する場合

- ④開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき
- ⑤開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（個人情報保護法第81条）
- ⑥開示請求が権利の濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

- (3) 上記(1)及び(2)の判断に当たっては、請求対象の保有個人情報が記録されているものが法人文書に該当するかどうかの判断は「第2 法人文書該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、個人の権利利益を保護するため裁量的開示を行うかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

第2 法人文書該当性に関する判断基準（情報公開法第2条第2項関係）

請求対象の保有個人情報が記録されているものが情報公開法第2条第2項に規定する法人文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- ①「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、役員又は職員が当該職務を遂行する立場で作成し、又は取得したことをいい、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを必要とするものではない。
- ②「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、現に事務又は事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。
「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。なお、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

- ③「当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した役員又は職員の個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、i. 役員又は職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの、ii. 役員又は職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、iii. 役員又は職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の検討段階の文書、図画又は電磁的記録等。ただし、原案の検討過程で作成する文書等であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）等は、「組織的に用いるもの」には該当しない。

作成又は取得された文書、図画又は電磁的記録が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、i. 作成又は取得の状況（個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督の地位にある者の指示等の関与により作成又は取得したものであるかどうか）、ii. 利用の状況（業務上必要として本会内又は本会外に配布されたものであるかどうか、他の役員又は職員に職務上利用されているものであるかどうか）、iii. 保存又は廃棄の状況（組織として管理している共用の保存場所で保存されているものであるかどうか、専ら個人の判断で処理できる性質のものであるかどうか）などを総合的に考慮して行う。

また、組織としての共用文書の実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用若しくは保存の実態により判断するものであるが、例えば、i. 決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点、ii. 会議に提出した時点、iii. 申請書等が本会の事務所に到達した時点、iv. 組織として管理している共用の保存場所に保存した時点等があげられる。

- ④「保有している」とは、文書、図画又は電磁的記録を所持すなわち事実上支配（当該文書、図画又は電磁的記録の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄

等の取扱いを判断する権限を有していることを意味する。) している状態を意味し、当該文書、図画又は電磁的記録を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書、図画又は電磁的記録を事実上支配していれば所持に該当し、「保有している」に当たる。

なお、一時的に文書、図画又は電磁的記録を借用し、又は預かっている場合等、当該文書、図画又は電磁的記録を支配していると認められない場合は、「保有している」には当たらない。

- ⑤「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」(情報公開法第2条第2項第1号)とは、紙媒体のものに限られるものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、公表資料等をもって情報提供を行っているものについてはこれらに含まれず、開示請求の対象となる。

- ⑥「政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」(情報公開法第2条第2項第3号)とは、政令で定める管理の方法等により適切な管理等が行われているものであることを要件としており、かかる資料は開示請求の対象となる法人文書には当たらない。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準(個人情報保護法第78条関係)

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

- 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報についての判断基準(個人情報保護法第78条第1号関係)

「開示請求者(個人情報保護法第76条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」

開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報とは、例えば、本人がそれを知ることにより、精神的に大きな打撃を受け、健康が悪化するおそれのあるようなものであり、このような情報は不開示とする。

また、代理人による開示請求であつて、代理人の利益と本人の利益が一致せず、当該情報を代理人に開示することにより被代理人である本人の利益を害するおそれがあると認められるものがある場合には、このような情報は不開示とする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報についての判断基準（個人情報保護法第78条第2号関係）

(1) 特定の個人を識別することができる情報（個人情報保護法第78条第2号本文）

「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

①開示請求者以外の「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

②「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の個人に関連する情報全般を意味する。また、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

（具体例）

- ・ 氏名、住所、本籍等に関する情報
- ・ 健康状態、体力、病歴等に関する情報
- ・ 思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する情報
- ・ 学歴、職歴等に関する情報
- ・ 交際関係、動静、生活状況、社会的な活動状況等に関する情報
- ・ 家族、親族、家庭状況等に関する情報
- ・ 収入、支出、財産等に関する情報

③「その他の記述等」

（具体例）

- ・ 住所、電話番号、役職名等
- ・ 銀行口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等
- ・ 写真中の顔・身体等

④「(事業を営む個人の当該事業に関する情報)」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、個人情報保護法第78条第2号の個人情報からは除外している。

⑤「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、

当該記述等により識別される特定の個人情報の全体である。これらの情報（以下「個人識別情報」という。）は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成っており、その全体が一つの不開示情報を構成する。

- ⑥「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

当該情報単独では特定の個人は識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについては、個人識別情報として不開示とする。

照合の対象となる「他の情報」とは、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手し得る情報であり、この場合の入手可能かどうかの判断は、通常の注意力をもって行い、調査義務はない。

また、何人も開示請求できることから、当該個人の近親者又は地域住民であれば保有し、又は入手可能と考えられる情報も含まれる。なお、入手するために特別の調査を必要とする情報については、「他の情報」には含まれない。

特定の個人を識別することができる情報ではなくても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがあるものは、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人識別情報に該当する場合があることに留意する。

- ⑦「個人識別符号」

当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となるため不開示となる。(個人情報保護法第2条第2項、個人情報の保護に関する法律施行令第1条)

(具体例)

- ・指紋認識データ、顔認識データ等特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換し符号で、当該特定の個人を識別できるもの
- ・旅券番号、運転免許証番号等特定の個人に割り当てられた文字、番号、記号等の符号で、当該特定の個人を識別できるもの

- ⑧「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるもの等特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該情報については、不開示とする。

(具体例)

- ・匿名の作文
- ・カルテ
- ・無記名の個人の著作物

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（個人情報保護法第78条第2号イ）

「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」

①「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は、含まれない。

②「慣行として」

公にする等、開示請求者が知ることができることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報を開示請求者が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には該当しない。

③「開示請求者が知ることができ」

当該情報が、現に開示請求者の知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。過去に「公にされ」た情報等で開示請求者が知ることができたとしても、時の経過により、開示請求の時点では「公にされ」ている情報等には該当せず、開示請求者が知ることができない場合がある。

④「知ることが予定されている情報」

将来的に公にする等、開示請求者が知り得る予定の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（個人情報保護法第78条第2号ロ）

個人情報を開示することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回ると認められる場合には、当該個人情報を開示する。

現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これ

らが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるが、蓋然性については個別の事案に応じて判断する。

(4) 公務員等に関する情報（個人情報保護法第78条第2号ハ）

「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

法人文書には、職務遂行の主体である役員及び職員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、本会の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で役員及び職員についても、個人としての権利利益は十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の役員及び職員が識別される結果となとしても、個人情報としては不開示としない。

①「当該個人が公務員等である場合」

個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。当該個人が「公務員等」であっても、職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合など、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。「公務員等」とは、国家及び地方の公務員並びに独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員をいい、一般職・特別職、常勤・非常勤かを問わず、アルバイトのほか、国务大臣、国会議員、裁判官等も含む。過去に公務員等であった者についても、公務員等であった当時の情報について本規定が適用される。

②「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその属する機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、当該情報は、公務員等の情報であっても役員及び職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等に該当する場合は、管理される役員及び職員の個人情報として保護される。

③「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務遂行に係る情報には、当該公務員の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、本会の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人情報としては不開示としない。

④公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、個人情報保護法第78条第2号イに該当する場合には例外的に開示することとする。

当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、個人情報としては不開示としない。

(具体例)

- ・人事異動のうち、組織の主要なものとして、職及び氏名を公表しているもの
- ・本会が提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている団体職員録等に職及び氏名が掲載されている場合

3 法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報についての判断基準（個人情報保護法第78条第3号関係）

(1) 法人等に関する情報（個人情報保護法第78条第3号）

「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」

- ①「法人その他の団体」とは、株式会社等商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等が含まれる。また、「その他の団体」には、法人ではないが、権利能力なき社団等も含まれる。なお、解散等により現在存在していない法人等についても含まれる場合がある。
- ②「(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、異なる基準を適用すべきであるので本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、個人情報保護法第78条第7号に規定

している。

③「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織、事業のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。法人が事業活動を行う上での経営方針、経理、人事、生産、技術、営業、販売その他の情報のほか、名誉、社会的信用、社会的活動の自由等の権利利益に関する情報が含まれる。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、個人情報保護法第78条第2号の不開示情報に当たるかどうかについても検討するものとする。

④「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、個人情報の意味する範囲に含まれるが、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、個人情報から除外し（個人情報保護法第78条第2号）、本号で規定しているものである。

⑤「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」

当該情報を開示することにより保護される人の生命及び健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。

現実に人の生命又は健康等に被害が発生している場合に限られず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も本規定に含まれる。

(2) 法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報（個人情報保護法第78条第3号イ）

「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

①「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいう。

②「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

③「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

④「害するおそれ」があるかどうかの判断については、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と本会と

の関係を十分考慮のうえ行う。この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(3) 任意に提供された情報（個人情報保護法第78条第3号ロ）

「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報（文書による情報に限らず、口頭で提供された情報を文書等に記録したものを含む。）については、当該条件が合理的なものである限り、不開示として保護し情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものとする。

①「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

本会の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち非公開の条件が提示され、合理的理由があるとして本会が当該条件を受諾した上で提供を受けた情報は、含まれる。

「要請」には、法令等に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、本会が報告徴収権限を有する場合に報告徴収権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

「条件」については、本会の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合や法人等又は事業を営む個人の側から情報は提供するが開示しないしてほしいと申し出る場合があるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除しない。

②「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界（業界に準ずるものを含む）における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が開示されている場合には、本規定には該当しない。

4 審議、検討又は協議に関する情報についての判断基準（個人情報保護法第78条第6号関係）

「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」

①「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

②「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

③「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力又は干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれを行い、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、事務又は事業に関して検討がまだ十分されていない情報が公になり、外部からの圧力により当該施策に不当な影響を受けるおそれがあり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じたりする場合などは、当該情報については不開示とする。

④「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報又は事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、国民の誤解又は憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。

例えば、審議会等の場において、様々な施策決定について検討している段階で、そのまま開示すると、結果的に当該施策に反映されなかった場合、誤解や憶測を招き不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれが想定される。

⑤「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に一定の情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、投機を助長する等、特定の者（具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。）に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得る場合や違反行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違反若しくは不当な行為を行っていない者が不利益を被る場合などがこれに当たる。

なお、本規定における「利益」又は「不利益」は、経済的なものに限られず、精神的苦痛や社会的信用も含まれる。

⑥「不当に」

「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のことを意味する。予想される支障が不当なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

⑦意思決定後の取扱い等

組織としての意思決定が行われた後は、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから本号の不開示情報に該当する場合は少なくなると考えられるが、当該意思決定後であっても、当該意思決定が施策決定の一部の構成要素である場合又は当該意思決定を前提として次の意思決定が行なわれる場合等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、施策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかを判断する。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行なわれた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が公になると、国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等は、不開示となり得る。

5 事務又は事業に関する情報についての判断基準（個人情報保護法第78条第7号関係）

(1) 事務又は事業に関する情報（個人情報保護法第78条第7号）「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

①「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として個人情報保護法第78条第7号イからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障をあげたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する場合がある。

②「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、例えば、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

③「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

事務又は事業がその根拠となる規定及び趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 国の安全等に関する情報（個人情報保護法第78条第7号イ）

「独立行政法人等が開示決定をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

①「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。例えば、直接侵略及

び間接侵略に対し、独立と平和が守られている状態、国民の生命が国外からの脅威から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれている状態等をいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の安全に対する侵害のおそれ（当該安全を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

②「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織等（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるもの等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

③「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものを含む）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3) 公共の安全等に関する情報（個人情報保護法第78条第7号ロ）

「独立行政法人等が開示決定をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」

①「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。

「(犯罪の) 鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「(犯罪の) 捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の

提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。

②「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査など刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる反則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も含まれる。

(4) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報（個人情報保護法第78条第7号ハ）

「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

①「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法な又は適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

これらの事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

②「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

例えば、監査等の対象、実施時期及び調査事項等の詳細な情報、試験問題のように、事前に開示すれば、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為又は法令違反に至らないま

でも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものは、不開示とする。また、事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他に法規制を免れる方法を示唆するようなものは、該当しうる。

(5) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報（個人情報保護法第78条第7号ニ）

「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

①「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議又は調整等の折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

②「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続き上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報には、例えば、入札予定価格等を開示することにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、当該情報については不開示とする。

(6) 調査研究に係る事務に関する情報（個人情報保護法第78条第7号ホ）

「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

調査研究に係る事務に関する情報には、例えば、知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、また、試行錯誤の段階のものについて開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退

するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

(7) 人事管理に係る事務に関する情報（個人情報保護法第78条第7号へ）

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

人事管理（役員及び職員の任免、懲戒、給与、研修その他役員及び職員の身分、能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

(8) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報（個人情報保護法第78条第7号ト）

「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は、個人情報保護法第78条第3号の法人等とは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準（個人情報保護法第79条関係）

(1) 不開示情報が含まれている場合の部分開示（個人情報保護法第79条第1項）

「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

①「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

一件の保有個人情報に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、一部に不開示情報に

該当する情報がある場合を意味する。

②「容易に区分して除くことができるとき」

当該保有個人情報のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示をしない。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容がわからないように墨塗り、被覆等を行い、保有個人情報から物理的に除去することを意味する。

例えば、容易に区分して除くことができない場合としては、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合や録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合がある。

なお、部分開示の作業に多くの時間及び労力を要することは、直ちに、区分し又は分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ及び磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合では、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがある。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

また、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、容易に区分して除くことができない場合に該当する。

③「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断する。

部分開示の実施にあたり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、法の目的に沿った範囲で、当該方法の容易さを考慮して決定する。例えば、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか又は当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすか等の方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたものでないのでは

れば、不開示義務に反するものではない。

(2) 保有個人情報に開示請求者以外の個人識別情報が記録されている場合の部分開示（個人情報保護法第79条第2項）

「開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

個人識別情報は、個人を識別させる部分とその他の部分とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成する。このため、個人情報保護法第79条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、個人識別情報のうち、氏名等特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、個人情報保護法第78条第2号に規定する不開示情報ではないものとみなして、個人情報保護法第79条第1項の部分開示の規定を適用する。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることとなる。

また、個人情報保護法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、個人を識別することができる要素は、個人情報保護法第78条第2号イからハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第5 裁量的開示に関する判断基準（個人情報保護法第80条関係）

個人情報保護法第78条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、当該開示請求に対して不開示とすることにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量した結果、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められる場合は、本会の判断により、開示することができる。

第6 法人文書の存否に関する情報に関する判断基準（個人情報保護法第81条関係）

開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになるが、保有個人情報の不存在を理由

とする不開示決定の場合以外の決定では、保有個人情報の存在が前提となる。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、個人情報保護法第78条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。

第II章 個人情報保護法に基づく訂正・不訂正の審査

第1 訂正決定等の審査基準（個人情報保護法第93条関係）

個人情報保護法第93条に基づく訂正又は不訂正の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

（1）訂正する旨の決定については、次の場合に行う。

訂正請求権に適合する訂正請求に係る保有個人情報の内容の事実性についての本会調査（以下「訂正請求内容調査」という。）の結果、当該保有個人情報の全部又は一部の内容が事実ではなく、訂正請求の内容が事実であることが判明し、かつ、当該訂正を行うことが、本会の保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内である場合。

（2）訂正しない旨の決定については、次のいずれかに該当する場合に行う。

- ①訂正請求権に適合する訂正請求でない場合。
- ②訂正請求内容調査の結果、当該保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求内容が事実でないことが判明した場合。
- ③訂正請求内容調査の結果、当該保有個人情報及び訂正請求の内容のいずれについても事実と異なることが判明した場合。
- ④訂正請求内容調査の結果、当該保有個人情報及び訂正請求の内容のいずれについても事実であるか否か判明しない場合。
- ⑤訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うことが、本会の保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲外である場合。

（3）上記（1）及び（2）の判断に当たっては、訂正請求権に適合する開示請求であるか否かの判断は「第2 訂正請求権適合性に関する判断基準」に、当該訂正請求に理由があるか否かの判断及び当該訂正を行うことが、本会の保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であるか否かの判断は「第3 訂正請求理由の正当性に関する判断基準」に、それぞれよる。

第2 訂正請求権適合性に関する判断基準（個人情報保護法第90条関係）

「何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第

1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りではない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」

- ①「内容が事実でないと思料するときは」の「事実」とは、訂正請求の対象となるのは「事実」であつて評価ではないということであり、評価に対する訂正請求は認めない。
- ②「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。」とは、本条に基づく訂正請求に他の法令に基づく訂正制度を優先させるということである。
- ③「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」とは、本法に基づく開示請求を行い、開示決定により開示を受ける範囲が明確になったものに訂正請求の対象を限定するということである。別のルートで入手した保有個人情報は訂正請求権の対象とならない。
- ④「開示決定に係る保有個人情報であつて、個人情報保護法第88条第1項の他の法令により開示を受けたもの」とは、本法に基づく開示決定に係る保有個人情報であれば、他の法令の規定により開示を受けた保有個人情報であっても、保有個人情報として開示を受ける範囲が明確になっているので、訂正請求の対象とするということである。

第3 訂正請求理由の正当性に関する判断基準(個人情報保護法第92条関係)

「行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」

- ①「当該訂正請求に理由がある」とは、訂正請求書の内容に関して、本会が事実関係の調査を行い、当該保有個人情報の全部又は一部の内容が事実ではなく、訂正請求の内容が事実であることが判明した場合のことをいう。

なお、調査の方法は、訂正請求の対象となつた保有個人情報により異なるが、出来る限り具体的な資料に基づき、客観的な判断を行う。

- ②「保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲」に関して、例えば、過去の一定時点における住所を記録しておくことが利用目的である場合、その後の転居の結果、住所が変更し、現在の住所と相違している場合であっても、保

有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲外であることから訂正を行わない。

第Ⅲ章 個人情報保護法に基づく利用停止・不利用停止の審査

第1 利用停止決定等の審査基準（個人情報保護法第101条関係）

個人情報保護法第101条に基づく「利用停止」又は不利用停止の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

（1）利用停止する旨の決定については、次の場合に行う。

利用停止請求権に適合する利用停止請求に係る保有個人情報についての本会調査（以下「利用停止請求内容調査」という。）の結果、当該保有個人情報の全部又は一部が、個人情報保護法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、かつ、当該利用停止により本会の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない場合。

（2）利用停止しない旨の決定については、次のいずれかに該当する場合に行う。

- ①利用停止請求権に適合する利用停止請求でない場合。
- ②利用停止請求内容調査の結果、当該保有個人情報が個人情報保護法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明した場合。
- ③利用停止請求内容調査の結果、当該保有個人情報が個人情報保護法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明しない場合。
- ④当該利用停止により本会の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。

（3）上記（1）及び（2）の判断に当たっては、利用停止請求権に適合する利用停止請求であるか否かの判断は「第2 利用訂正請求権適合性に関する判断基準」に、当該利用停止請求に理由があるか否かの判断、本会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止を行う場合の判断及び当該利用停止をすることにより、本会の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるか否かの判断は「第3 利用停止請求理由の正当性、必要な限度での利用停止及び事務又は事業遂行上の支障に関する判断基準」に、それぞれよる。

第2 利用停止請求権適合性に関する判断基準（個人情報保護法第98条関係）

「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、

当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではない。

一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」

①「当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。」とは、本条に基づく利用停止請求に他の法令に基づく利用停止制度を優先させるということである。

②「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているときのことである。この場合、当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができる。

③「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているときのことである。この場合、当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができる。

④「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、偽りその他不正の手段により個人情報が取得されたものであるときのことである。この場合、当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができる。

⑤「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、利用目的外の利用の制限に違反しているときのことである。この場合、当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができる。

⑥「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」とは、利用目的外の提供の制限に違反しているときのことである。この場合、当該保有個人情報の提供の停止の請求ができる。

⑦ 利用停止請求の場合においても、訂正請求の場合と同様に「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」である必要がある。（個人情報保護法第90条第1項）

第3 利用停止請求理由の正当性、必要な限度での利用停止及び事務又は事業遂行上の支障に関する判断基準（個人情報保護法第100条関係）

「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に

理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。」

- ① 「当該利用停止請求に理由がある」とは、利用停止請求書の内容に関して、本会が事実関係の調査を行い、当該保有個人情報の全部又は一部に個人情報保護法第98条第1項各号違反が判明した場合のことをいう。

なお、調査の方法は、利用停止請求の対象となった保有個人情報により異なるが、出来る限り具体的な資料に基づき、客観的な判断を行う。

- ② 「当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、個人情報保護法第98条第1項第1号及び第2号に該当する違反の事実が判明した場合は、本会は該当する違反状態を是正するということである。

- ③ 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から当該保有個人情報の消去を求めた場合であっても、利用の停止によって当該保有個人情報の適正な取扱いが確保されるときには、消去までは行わず、利用の停止を行う。

- ④ 「当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ利用停止義務を免除することを意味する。当該事務又は事業の「適正な」遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するに当たっては、利用停止のもたらす支障と利用停止のもたらす保護される本人の権利利益を比較衡量する。

第IV章 番号法に規定される特定個人情報に係る審査

番号法に規定される特定個人情報の開示、訂正及び利用停止請求については、番号法の規定に基づき手数料を減免することができる。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年10月5日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。